

## 医療福祉制度(マル福)をご存知ですか

医療福祉制度(マル福)とは、医療保険各法の規定による患者負担分を公費で助成することにより受診を容易にし、併せて健康の保持と生活の安定を図ることを目的としている茨城県の制度です。(所得制限あり)

この制度では小児マル福の対象年齢が小学校3年生までとなりますが、笠間市では単独事業として4年生から6年生までの児童も対象としています。

なお、この制度を利用するには申請手続きが必要となります。

マル福の種類	対象者	申請に必要なもの	助成額	
			県補助対象助成額	市単独助成額
小児	小学校6年生までの小児	保険証、印鑑、銀行の通帳またはカード	一部自己負担金から医療福祉費自己負担金を除いた額	医療福祉費自己負担金(外来・入院) 入院時食事負担金
妊産婦(※)	母子手帳を交付されている妊産婦	母子手帳、保険証、印鑑、銀行の通帳またはカード	※医療福祉費自己負担金とは1医療機関ごとに ・外来1日600円(1ヶ月2日限度) ・入院1日300円(1ヶ月10日限度)	医療福祉費自己負担金(外来・入院) 入院時食事負担金の1/2
母子・父子	母子家庭・父子家庭	保険証、印鑑、戸籍謄本、銀行の通帳またはカード		
重度障害者	身体障害者手帳1・2級および内部障害3級の方	障害を証するもの(身体障害者手帳、療育手帳、障害年金証書)、保険証、印鑑、銀行の通帳またはカード	一部自己負担金	入院時食事負担金の1/2
	療育手帳④、A判定の方			
	障害年金1級受給者			

(※) 妊産婦マル福が利用できるのは原則、産婦人科医療機関のみになります。妊娠に合併した疾病で、他診療科等の検査・診断・治療を要する場合は、原則として産婦人科医療機関から紹介がある場合が対象となります。

【申請・問合せ】 保険年金課(内線143) 笠間支所市民窓口課(内線72124) 岩間支所市民窓口課(内線73183)

## 高齢者インフルエンザ予防接種について

予防接種法に基づき、下記に該当する方でインフルエンザ予防接種を希望される方に接種費用の一部を公費負担します。希望される方は実施期間内に接種をしてください。

◆接種期間 10月14日～12月28日

◆接種対象者 ・65歳以上の方  
・60～64歳で心臓、じん臓、呼吸器のいずれかに重い病気のある方(身体障害者1級程度)

◆接種費用 接種費用のうち2,000円を補助します。(1回のみ)  
\*生活保護世帯の方は無料(全額公費負担)

◆接種場所 市内および県内協力医療機関

対象者	予防接種の方法・手順	
	市内の医療機関で接種する場合	市外の医療機関で接種する場合
65歳以上の方および60～64歳で心臓、じん臓、呼吸器のいずれかの機能に障害があり、身体障害者1級程度の方	①健康保険証を持参し接種してください。(予診票は医療機関にあります) ②接種費用から2,000円を差し引いた金額が自己負担になります。	①保健センターに「予診票」を申請してください。 ②「予診票」と健康保険証を持参し接種してください。 ③接種費用から2,000円を差し引いた金額が自己負担になります。
上記対象者で生活保護世帯の方	①「生活保護受給証明書」を持参し接種してください。 ②接種費用は無料です。	①「生活保護受給証明書」と「予診票」を持参し接種してください。 ②接種費用は無料です。

【問合せ先】 健康増進課(内線592)  
笠間保健センター TEL0296-72-7711

友部保健センター TEL0296-77-9145  
岩間保健センター TEL0299-45-7888